

生命科学・医学系研究倫理 自己チェックフロー

提出日 年月日 氏名

該当する分類の項目を確認後、□を■に変え、申請書類に添付して提出してください。なお、該当しない項目には、□に×印を付けてください。

研究の分類 チェック項目	(1) 研究を目的として新たな試料・情報を取得						(2) 本学で保有している既存試料・情報を使用		(3) 他機関から取得した既存試料・情報を使用	
	①侵襲あり		③侵襲なし(軽微な侵襲を含む)				①匿名化されていない	②匿名化されている	①匿名化されていない	②匿名化されている
	介入あり	介入なし	介入あり	介入なし		人体取得試料 使用	人体取得試料 不使用	人体取得試料 使用	人体取得試料 不使用	
<研究に関する登録・公表> 研究責任者は、介入を行う研究について、厚生労働省が整備するデータベース (Japan Registry of Clinical Trials: jrCT) 等の公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新しなければならない。				<input type="checkbox"/>						
<インフォームド・コンセント> 研究者等が研究を実施しようとするとき又は既存試料・情報の提供のみを行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、かかるべき手続きに従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。	<input type="checkbox"/>									
<インフォームド・コンセントの簡略化> 研究計画書に定めるところにより、上記インフォームド・コンセント手続きの一部を簡略化、又は全部を省略する場合は、下記全てを満たしていること。 ① 手続を簡略化することが研究対象者の不利益とならない。 ② 手続を簡略化しなければ研究実施が困難、又は研究価値を著しく損ねる。 ③ 社会的に重要性が高い研究と認められるものである。 ④ 下記のうちから適切な措置を講じること。 ・研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の収集・利用について目的・内容・方法を広報する。 ・研究対象者等に対し、速やかに事後の説明（集団に対するものを含む。）を行う。 ・長期間にわたって継続的に試料・情報が収集・利用される場合には、社会に対し、その実情を当該試料・情報の収集・利用の目的・方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努める。	(簡略不可)	(簡略不可)	<input type="checkbox"/>							
<健康被害に対する補償> 調査の実施に伴い研究対象者に生じる可能性のある健康被害の補償のために、あらかじめ、保険への加入その他必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>									
<重篤有害現象の報告・対応> 重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに理事長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならないことを心得ているか。	<input type="checkbox"/>									
<モニタリング及び監査> 研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならないことを心得ているか。	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>							

- ※「人を対象とする生命科学・医学系研究」とは、人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法の改善又は有効性の検証、並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。
- ※「介入」とは、研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。）をいう。
- ※「人体取得試料」とは、血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって研究に用いられるもの（死者に係るものも含む。）をいう。
- ※「匿名化」とは、特定の個人（死者を含む。以下同じ。）を識別することができることとなる記述等の全部又は一部を取り除き、代わりに当該個人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。なお、個人に関する情報のうち、それ自体では特定の個人を識別することができないものであっても、他で入手できる情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、照合に必要な情報の全部又は一部を取り除いて、特定の個人を識別することができないようにしてることを含むものとする。